

事業主の
皆さま

資格取得届・被扶養者異動届には マイナンバーの記載をお願いします

⚠️ 迅速に、正確に、健保組合へ届出を

医療機関では、「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行います!

ご存じですか? **オンライン資格確認等システムのしくみ**



注意 事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。マイナンバー、氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、住所に誤りがあると、オンライン資格確認等システムにデータの登録ができず、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。事業主の皆さまに、すみやかに正確な情報を提出していただくことがとても重要です。

POINT
01

「資格取得届」「被扶養者異動届」は5日以内に健保組合へ提出

健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から**5日以内**に、マイナンバーを記載した資格取得届を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

令和5年3月から

内定者は入社前に届けることができます

内定者とその被扶養者となることが見込まれる方は入社日前に届出できます。お早めの届出をお願いします。

令和5年6月から

「資格取得届」へのマイナンバー記載義務が明文化されました

※「被扶養者異動届」についても法令上マイナンバーの記載義務があります。

⚠️ 注意

マイナンバーの収集等を外部へ委託している場合には、内定後入社までに集めることができるよう、委託業者への依頼を早めるなど、業務(契約)の見直しをお願いします。

POINT
02

厳格な本人確認を行い、正確にマイナンバーまたは住民票の住所を記載

健康保険法施行規則の改正により、事業主は資格取得届の届出に関し、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実確認をすることができる、と規定されました。**正確なマイナンバーもしくは住民票に記載されている氏名(漢字・カナ)・生年月日・性別・住所を資格取得届に記載してください。**

🔍 ココをチェック!

- 番号確認** …正しい番号であるか確認
- 身元確認** …番号の正しい持ち主であるか確認

マイナンバーカード



または

住民票
(番号つき)

運転免許証

+

or

パスポート



注意 新しく健保組合に加入される方については、「資格取得届」「被扶養者異動届」に記載されたマイナンバーに基づき、中間サーバーに登録することが原則となりました。そのためマイナンバーまたは、住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)どちらも記載がない場合は、事業主の皆さまに記載を依頼し、記載後に受付させていただきます。



健保組合では加入者の皆さまの マイナンバーの点検を行っています

厚生労働省の通知に基づき、健保組合では現在、過去に登録した加入者の皆さまの資格情報等について点検を行っています。



地方公共団体情報システム機構（J-LIS）照会により、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の一致が確認できない加入者については、**加入者本人の「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」の提供を、事業主の皆さまに求める場合があります。**

正しいマイナンバーの登録のため、健保組合から提供を求められた場合にはご協力くださいますようお願いいたします。



令和5年6月1日から

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）のいずれかが記載されている場合に、受け付けることとなります

なお、住民票に記載されている5情報において届出された場合には、健保組合が「オンライン資格確認等システム」に加入者情報を登録する際、より正確な情報で登録するため、改めてマイナンバーを求められる場合があります。



注意 住民票に記載されている5情報において届出された場合には、健保組合において確認に時間を要するため、保険証の交付がされていてもオンライン資格確認等システムへ登録されていないことがあることから、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。



従業員の皆さまへお伝えください

事業主から求められたら、すみやかにマイナンバーの提出を!



健康保険法施行規則により、事業主は資格取得の届出を行うために、必要とするときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものとされております。従業員の皆さまへは、健康保険法施行規則に基づき事業主からマイナンバーや住民票の住所等の提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じるようお声かけください。

マイナンバーカードを作っていない方にはカードの取得促進と保険証利用の登録をお願いします

令和6年秋以降は新規の保険証の交付が行われなくなります。従業員の皆さまへ、早めにマイナンバーカードの取得と保険証利用の登録をするようお声かけください。

健康保険の加入手続きにはマイナンバーの記載が必要です

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000821963.pdf>



社会保障・税の手続書類へのマイナンバー（個人番号）の記載について、事業主・従業員の皆さまのご協力をお願いします

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutokatsukan/0000122574.pdf>



令和6年秋から保険証廃止



⚠️ 迅速に、正確に、健保組合へ届出をお願いします

📄 資格取得届

📄 被扶養者異動届

医療機関では、「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行います!

ご存じですか? オンライン資格確認等システムのしくみ



注意 事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。マイナンバー、氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、住所に誤りがあると、オンライン資格確認等システムにデータの登録ができず、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。事業主の皆さまに、すみやかに正確な情報を提出していただくことがとても重要です。

POINT 01

「資格取得届」「被扶養者異動届」は5日以内に健保組合へ提出

健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から**5日以内**に、マイナンバーを記載した資格取得届を健保組合へ届け出る義務があることが明文化されました。

令和5年3月から

内定者は入社前に届け出ることができます

内定者とその被扶養者となることが見込まれる方は入社日前に届出できます。お早めの届出をお願いします。

令和5年6月から

「資格取得届」へのマイナンバー記載義務が明文化されました

※「被扶養者異動届」についても法令上マイナンバーの記載義務があります。



注意 マイナンバーの収集等を外部へ委託している場合には、内定後入社までに集めることができるよう、委託業者への依頼を早めるなど、業務(契約)の見直しをお願いします。

POINT 02

厳格な本人確認を行い、正確にマイナンバーまたは住民票の住所を記載

健康保険法施行規則の改正により、事業主は資格取得届の届出に関し、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実確認をすることができる、と規定されました。**正確なマイナンバーもしくは住民票に記載されている氏名(漢字・カナ)・生年月日・性別・住所を資格取得届に記載してください。**

🔍 **ココをチェック!**

- 番号確認** … 正しい番号であるか確認
- 身元確認** … 番号の正しい持ち主であるか確認

マイナンバーカード



または

住民票
(番号つき)

+

運転免許証

or

パスポート



注意 新しく健保組合に加入される方については、「資格取得届」「被扶養者異動届」に記載されたマイナンバーに基づき、中間サーバーに登録することが原則となりました。そのためマイナンバーまたは、住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)どちらも記載がない場合は、事業主の皆さまに記載を依頼し、記載後に受付させていただきます。

早く正確な
届出が
大切です!

令和5年6月1日から 資格取得届・被扶養者異動届には マイナンバーの記載をお願いします

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

令和5年6月1日から

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』のいずれかが記載されている場合に、受け付けることとなります

なお、住民票に記載されている5情報において届出された場合には、健保組合が「オンライン資格確認等システム」に加入者情報を登録する際、より正確な情報で登録するため、改めてマイナンバーを求める場合があります。



注意 住民票に記載されている5情報において届出された場合には、健保組合において確認に時間を要するため、保険証の交付がされていてもオンライン資格確認等システムへ登録されていないことがあることから、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。

マイナンバーカードと保険証が一体化されると

事業主の皆さまにもこんなメリットがあります

保険証の配付や
回収が**不要**に

従業員と家族に保険証を配付したり回収したりする事務負荷やコストが軽減されます。



事業主を経由した
各種証書の申請が**不要**に

- ・限度額適用認定証
- ・特定疾病療養受療証 等

オンライン資格確認により証明書が不要になり、申請の事務負荷が軽減されます。

「限度額適用認定証」等の申請があったら…

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、オンラインで確認できるため、「限度額適用認定証」がなくても窓口負担は自己負担限度額まで済みます。従業員から限度額適用認定証の申請があったら、「マイナンバーカードでの受診なら限度額適用認定証は不要ですよ」とぜひ伝えてください。



従業員の皆さまへお伝えください

事業主から求められたら、
すみやかにマイナンバーの提出を!

健康保険法施行規則により、事業主は資格取得の届出を行うために、必要とするときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものとされており、従業員の皆さまへは、健康保険法施行規則に基づき事業主からマイナンバーや住民票の住所等の提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じるようお声かけください。



マイナンバーカードを作っていない方にはカードの取得促進と保険証利用の登録をお願いします

令和6年秋以降は新規の保険証の交付が行われなくなります。従業員の皆さまへ、早めにマイナンバーカードの取得と保険証利用の登録をするようお声かけください。

健康保険の加入手続きには
マイナンバーの記載が必要です

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000821963.pdf>



社会保障・税の事務書類へのマイナンバー(個人番号)の記載
について、事業主・従業員の皆さまのご協力をお願いします

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutokatsukan/0000122574.pdf>



医療機関等の受診には マイナンバー カード!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が
原則義務化されました。医療機関等への受診は、
ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



初めての病院でも、特定健診情報や
診療・薬剤情報が**医師と共有**できる



マイナポータルで医療費通知情報を入
手でき、**医療費控除が簡単に**

令和5年4月から

より多くの医療機関等で
マイナンバーカードでの受診が可能に

このステッカーを貼っている
医療機関・薬局で利用可能です!



厚生労働省
ホームページ

令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、
マイナンバーカードでの受診が基本に



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和5年4月～12月の特例

医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	60円	20円	40円

※患者負担は上記金額の2割または3割。加算があるのは同一医療機関において月に1回、調剤は6カ月に1回。

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは**毎回**受診時に持参して受付します!

あっという間に受付完了!



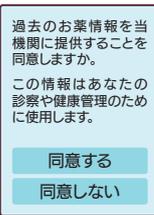
カードを預けないから安心



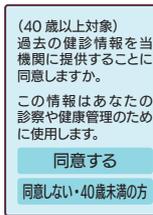
▲顔認証



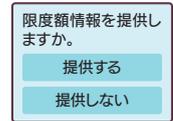
▲暗証番号確認



▲薬剤情報



▲特定健診情報



▲限度額情報

1 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く。

2 カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。

3 「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認。

4 「限度額情報の閲覧」の同意確認。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1 スマホから パソコンから
オンライン申請

2 証明写真機から

3 郵送

受け取り

1 ハガキが届く
2 受け取りに行く

詳しくはこちら



マイナンバーカード総合サイト

2へ

2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

下記3つを準備 **マイナポータル**

- 1** マイナンバーカード
- 2** マイナンバーカード読取対応のスマホ
- 3** アプリ「マイナポータル」のインストール



iPhone



Android

- STEP1** 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2** 「申し込む」をタップする。
- STEP3** 利用規約等に同意する。
- STEP4** マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



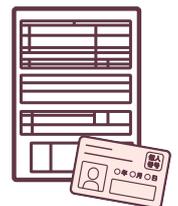
従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されております。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。

また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。



マイナンバーカードの健康保険証利用について

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



マイナンバーカードのメリットと安全性

デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>



マイナ保険証を作らなさい!

マイナンバーカードが健康保険証として利用することができるようになりました。

マイナンバーカードを使えば、就職や転職の際も健康保険証の切り替えを待たずに、そのままマイナ保険証で受診できます。

また、マイナポータルから特定健診情報や薬剤情報、医療費の確認や確定申告の医療費控除もできるようになります。

ぜひ、マイナ保険証をつくりましょう！

詳しくは以下をご覧ください。

【マイナンバーカードの交付申請等について】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/>

【マイナ保険証の登録について】

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html